

水田活用の直接支払い交付金 水張りルールについて

- ・令和4～8年度の期間に、一度も「水稻作付」が行われていない水田は、令和9年度から水田活用の直接支払い交付金の交付対象とはなりません。
- ・一度交付されなくなった水田は、後に「水稻作付」を行っても交付対象にはなりません。

※令和9年度以降も中4年間隔で水稻作付が必要です。

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
例 01	畑 作	畑 作	畑 作	畑 作	水 稻	畑 作	畑 作	畑 作	畑 作	水 稻	畑 作
例 02	畑 作	畑 作	畑 作	畑 作	水 稻	畑 作	畑 作	畑 作	畑 作	畑 作	対 象 外
例 03	畑 作	畑 作	畑 作	畑 作	畑 作	対 象 外	対 象 外	対 象 外	対 象 外	対 象 外	対 象 外
例 04	畑 作	畑 作	水 稻	畑 作	畑 作	畑 作	畑 作	水 稻	畑 作	畑 作	畑 作

○水稻作付が困難な水田の場合、以下の要件を全て満たすことで、令和9年度からも交付金の交付対象となります。

- (1)湛水管理を1ヶ月以上行うこと。(湛水記録簿・収量確認表の提出)
- (2)ほ場ごとの作物の収量を5年間記録し、連作障害が発生していない証明をすること。